

# 世界人類権宣言

## 前文

1. **人類および自然**は危機にさらされており、特に気候変動の悪影響、加速する生物多様性の損失、土壌および海洋の劣化が、現在ならびに将来の世代の人権を侵害し、生命にも関わる脅威となっていることを想起し、
2. この極めて重大な状況は人類全体が懸念するところであり、その打開のためには新しい原則、権利および義務の認識が求められていることに留意し、
3. 世界人権宣言が認める男女平等をはじめとする**原則および権利へのコミットメント**、また国連憲章がうたう目的および原則へのコミットメントを再びここで想起し、
4. 1972年の「ストックホルム人間環境宣言」、1982年の「ニューヨーク世界自然憲章」、1992年の「環境と開発に関するリオ宣言」、いずれも国連総会で採択された2000年の「ミレニアム宣言」ならびに2012年の決議「我々の求める未来」を**地球人類**が支持しつつあることを想起し、
5. **前述の危機**は市民社会、特に2000年の「地球憲章」に賛同する人々および諸々の組織・機関・都市のネットワークに認識されていることを想起し、
6. あらゆる人間個人および組織を包含する**人類**は、過去、現在、未来の世代総体を含むものであり、しかも人類の連続性それ自体がこの世代間の連携に基礎を置いていることを想起し、
7. **人類の故郷たる地球**は一つのものであり、それは相互依存に特徴づけられ、また、人類の存在と未来はその自然環境と不可分のものであることを再確認し、
8. **基本的人権と自然保護の義務**とはコインの両面であり、環境の保全とその質の向上は今や死活の課題であるという確信のもと、
9. **現在の世代の責任**はとりわけ大きく、中でも第一義的な責任を持つべき国々、またその国民、政府間組織、企業とりわけ多国籍企業、非政府組織、地方自治体、ならびに個人もまたその例に漏れないことを鑑み、
10. この**歴史的責任**は人類全体に義務を課すものであり、これらの義務は公正で、民主的で、環境に配慮する平和的な手段によって履行されねばならないことを考慮し、

11. 人類ならびにそのすべての構成員に固有の尊厳の承認は、世界における自由、正義、平和の基盤であることを考慮し、

12. 以下の原則、権利および義務を宣言し、この声明を採択する。

## 原則

### I

世代内および世代間の責任、平等、連帯の原則は、人類社会、特にその中にある国々が、人類および地球を保護・保全するための得た方法で一致して努力するよう要求する。

### II

人類社会の構成員の人間性と尊厳の原則は、彼らの基本的ニーズの充足と無形の権利の保護を求める。将来にわたる各世代がこの原則を遵守しなければならない。

### III

人類の持続的生存の原則が目指す人類と自然の将来にわたる保全は、自然とりわけ人間ならびに人間以外の生命への思慮と敬意に満ちた人間活動を通し、深刻な、すなわち次世代にも及ぶ不可逆的結果を招かないためのあらゆる努力を惜しまないことによつてのみ達せられる。

### IV

世代間の非差別の原則は人類の保護を目指すものであり、特に将来の世代のために、現在の世代による活動や措置が資源の枯渇や過度の減少を引き起こしたり、彼らの選択の幅を制限したりしないよう求める。

## 人類の権利

### V

人類は、すべての生物種同様、健康的で生態学的に持続可能な環境に住む権利を有する。

### VI

人類は責任ある公平な包括的かつ持続可能な開発の権利を有する。

## VII

人類は共有する自然あるいは文化的な有形・無形の遺産を保護する権利を有する。

## VIII

人類は共通財、特に大気、水、土壌を保全する権利を有する。また、重要な生活資源をいついかなる時も有効に利用する権利を有する。将来の世代はそれらを継承する権利を有する。

## IX

人類は平和への権利、紛争を平和的に解決する権利、あらゆる次元、とりわけ環境、食糧、衛生、経済、政治の次元における人間の安全保障への権利を有する。この権利は、特に戦争の惨禍から将来の世代を守ることを目的とする。

## X

人類はみずからの運命を決する自由な選択の権利を有する。この権利は、特に人類および自然に内在するリズムを考慮して、長期的視点に立つ集団的选择において行使されるべきである。

## 人類に課された義務

## XI

現在の世代は人類ならびにすべての生物種が持つ諸権利を尊重する義務を有する。人類全体の権利と人権とは不可分のものであり、すべての将来の世代もまたこれを尊重せねばならない。

## XII

現在の世代は、資源、生態系バランス、共通財ならびに自然・文化・有形また無形の遺産の保証人であり、それらを保全し、それらの使用が慎重に、節度を守り、また公平に行なわれるよう確認する義務を有する。

### XIII

地球上の生命の持続可能性を確保するため、現在の世代は大気と気候バランスを保ち、環境に対する負荷により生ずる人々の移動を可能な限り防止し、それでも余儀なき場合、被災民を救済し保護するためあらゆる努力を行なう義務を有する。

### XIV

現在の世代は、人類と他の生物種の保存および健康に向けて科学技術の進歩を導く義務を有する。この目的のため、現在の世代は、特に、生物資源および遺伝資源へのいかなるアクセスと利用も、人間の尊厳、伝統的知識、生物多様性の保全を尊重するものであるよう万全の手を打たねばならない。

### XV

すべての国および官民の利害関係者ならびに団体は、その施策に長期的視野を取り込み、持続可能な人間開発を促進する義務を有する。この人間開発は、本宣言に示された原則、権利および義務とならんで、意識の啓発、教育および実施イニシアチブを通じて促進されねばならない。

### XVI

すべての国は、しかるべき機構の導入等も通じて、本宣言がうたう原則、権利および義務の実効性を確実なものとする義務を負う。

Traduit par / Translated by : Hisasi Kitagawa